

## ●香川県選挙管理委員会告示第38号

令和8年5月18日付けで鹿児島県薩摩川内市平佐一丁目13番地101号の永井豪から提起された同年4月26日執行のさぬき市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、同年6月11日次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

令和8年6月16日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

裁 決 書

鹿児島県薩摩川内市平佐一丁目13番地101号

審査申立人 永井 豪

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和8年5月18日付けで提起された同年4月26日執行のさぬき市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、香川県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査の申立てを却下する。

### 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力について、令和8年5月7日にさぬき市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し異議の申出をしたところ、市委員会は同月14日付けでこの異議の申出を却下する旨の決定を行った。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、市委員会の決定を取り消し、本件選挙における当選人大山茂樹の当選を無効とする旨の裁決を求めて、本件審査の申立てを行ったもので、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

本件選挙の当選結果が変わる可能性があるため、票を数え直すべきである。

### 裁 決 の 理 由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第2項に規定されている地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する審査の申立ては、同条第1項に規定されている異議の申出に係る市町村の選挙管理委員会の決定に「不服がある者」が行うことができる。なお、第一審たる異議の申出を提起しうる者が「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」に限られていることから、審査の申立てを提起しうる者も「不服がある選挙人又は公職の候補者」に限られる。また、選挙訴訟を提起しうる選挙人について、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している」（昭和39年2月26日最高裁判所大法廷判決）とした法意に照らせば、「選挙人又は公職の候補者」とは、当該選挙区に所属する選挙人又は当該選挙に係る公職の候補者に限られると解するのが相当である。

当委員会において、申立人の住民登録等の状況に関し調査したところ、申立人は、本件選挙の選挙人ではなく、また、公職の候補者ではないため、法第206条第1項の「選挙人又は公職の候補者」に該当しない。

したがって、申立人による本件審査の申立ては不適法である。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8年6月11日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

教 示

法第207条の規定により、この裁決に不服がある者は、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、高松高等裁判所に訴訟を提起することができる。